

鳥取市市民活動拠点アクティブとっどりの設置及び管理並びに使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定に基づく市民活動の拠点となる施設の設置及び管理並びに使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 市民活動を推進するための拠点となる施設として鳥取市市民活動拠点アクティブとっどり（以下「アクティブとっどり」という。）を鳥取市富安二丁目に設置する。

(管理運営)

第3条 アクティブとっどりの管理運営は、別途締結する鳥取市（以下「市」という。）及び社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の委託契約に基づき、鳥取市ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）が行うものとする。
2 センターは、条例第6条に掲げる市民活動の促進に関する施策について、事業の実施、又は市が行う事業の支援を行う。

(休館日及び開館時間)

第4条 アクティブとっどりの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

区分	開館時間
水曜日から土曜日まで	午前9時から午後10時まで
上記以外の日	午前9時から午後9時まで

(使用できる施設及び設備)

第5条 市民活動団体（条例第2条第2号に定めるものをいう。次条において同じ。）が使用できるアクティブとっどりの施設及び設備は、次のとおりとする。

区分	施設・設備
団体登録が必要な施設・設備	アクティブとっどり会議室
	ボランティア室
	団体専用ロッカー
	団体専用情報ボックス
団体登録が不要な施設	情報掲示板
	交流サロン

(団体登録の要件)

第6条 アクティブとっどりに登録できる団体は、アクティブとっどりの施設や

設備等を利用し、活動を行う市民活動団体とする。ただし、条例第2条第2号ただし書に定める団体に加え、次の各号のいずれかに該当する団体は、登録できないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する団体
- (2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- (3) 法令に違反する行為を行い、又はその疑義がある団体及びその関連団体
- (4) 主たる活動場所が鳥取市内にない団体
- (5) 構成員の数が3人未満の団体
- (6) 過去に登録の抹消を受けた団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターが適当でないと判断する団体

(団体登録の申請及び登録)

第7条 アクティブとつとりに団体登録を申請する団体は、本要綱の内容を承諾したうえで、「鳥取市市民活動拠点アクティブとつとり団体登録（更新）申請書（様式第1号）」及び「鳥取市市民活動拠点アクティブとつとり団体登録誓約書（様式第2号）」をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、様式第1号及び様式第2号の提出を受け、当該団体が登録要件に合うかどうかを審査し、適正と認める場合は団体登録を行う。
- 3 センターは、登録要件の審査に当たっては、前項の書類に加え、審査の必要に応じて、当該団体の運営又は活動に関する事項に関し、当該団体に対し報告を求め、質問することができる。当該団体は、報告及び質問の要請があった場合は、応じなければならない。
- 4 センターは、団体登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）に「鳥取市市民活動拠点アクティブとつとり団体登録決定通知書（様式第3号）」を交付する。ただし、次条の団体登録の更新の場合はこの限りではない。
- 5 団体登録の期間は、センターが登録を決定した日の属する年度の末日までとする。
- 6 登録団体は、自らの活動についての積極的な情報発信に努め、市及びセンター並びに他の登録団体との連携及び交流を図るものとする。
- 7 センターは、第1項に規定する様式第1号に記載された情報をホームページ等に掲載し公開する。

(団体登録の更新)

第8条 登録団体のうち、前条第5項の期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、センターが別で定める日までに前条第1項に規定する様式第1号及び様式第2号をセンターに提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、団体登録の更新について準用する。

(報告及び質問)

第9条 市及びセンターは、登録団体が第6条の登録できない団体に該当する疑いがあると認めるときは、当該登録団体の運営又は活動に関する事項に関し、当該登録団体に対し報告を求め、質問することができる。

2 登録団体は、前項の要請があった場合は応じなければならない。

(登録団体の登録の抹消)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録団体の承諾の有無に関わらず登録団体の登録を抹消することができる。

(1) 本要綱のいずれかに違反した場合

(2) 前条の規定により、登録団体が第6条各号のいずれかに該当すると認めた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの運営上支障があると認めた場合

(施設及び設備の使用許可等)

第11条 アクティブとっどりの施設及び設備を使用しようとする登録団体は、あらかじめ、別表で指定する使用申込書をセンターに提出しなければならない。

2 前項に規定する使用申込みのうち、アクティブとっどり会議室、ボランティア室については、使用日の4か月前の日が属する月の1日から受け付ける。

(使用許可の基準)

第12条 センターは、次の各号のいずれかに該当するときはアクティブとっどりの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、アクティブとっどりの管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第13条 登録団体は、アクティブとっどりを、許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 センターは、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、アクティブとっどりの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。

- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、アクティブとっどりの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(行為の制限)

第15条 アクティブとっどりにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある行為
 - (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - (4) 法令に違反する行為
 - (5) 他の登録団体又は第三者を誹謗、中傷する行為
 - (6) 他の登録団体又は第三者に不利益を与える行為
 - (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を勧誘、教化育成する行為
 - (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する行為
 - (9) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する行為
 - (10) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び販売行為等の営利を目的とする行為又は営利につながる行為
 - (11) 実費相当の負担を超えた、個人又は団体の利益となる金銭を授受する行為
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、アクティブとっどりの管理上特に支障があると認められる行為
- 2 センターは、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、行為の中止又はアクティブとっどりからの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第16条 登録団体は、アクティブとっどりの施設、設備、器具等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 登録団体は、アクティブとっどりの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した場合、き損(滅失)届(様式第4号)をセンターに届け出なければならない。

- 2 前項に規定する場合において、前条の規定に基づく原状回復ができないときは、センターの認定した損害額を賠償しなければならない。
- 3 第10条の規定に基づく登録団体の登録の抹消及び第14条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって登録団体が被った損害については、センターは賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第18条 登録団体は、施設の使用において、アクティブとつとりを管理するセンター職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(センターの免責)

第19条 センターは、登録団体及び閲覧者が施設の使用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性及びホームページの情報等に起因して生じた損害に対して、一切の保証責任を負わないものとする。

2 登録団体と他の登録団体あるいは第三者と紛争が生じた場合は、センターは一切関与しないものとし、登録団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

(市民活動拠点アクティブとつとりの利用に関する要綱の廃止)

2 市民活動拠点アクティブとつとりの利用に関する要綱(平成17年4月13日施行)は、廃止する。

別表（第11条関係）

施設・設備	使用申込書
アクティブとっとり会議室 ボランティア室	アクティブとっとり会議室・ボランティア室使用 申込書（様式第5号）
団体専用ロッカー	団体専用ロッカー使用申請書（様式第6号）
団体専用情報ボックス	団体専用情報ボックス使用申請書（様式第7号）
情報掲示板	使用申込書不要
交流サロン	使用申込書不要

*使用時間は、原状回復の時間を含むものとする。

様式第1号（第7条関係）

鳥取市市民活動拠点アクティブとっとり 団体登録(更新)申請書

申請日 年 月 日

*記載内容は、当センターが発行する活動入門冊子、情報紙及びホームページに掲載します。

団体名			
代表者名		会員数	
活動地域		設立年 (西暦)	
連絡先 (住所)	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開（非公開に☑されてもセンター管理用に情報は記載ください。以下同様です。） 〒 (所在：)		
TEL	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (所在：)	FAX	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (所在：)
Eメール	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (所在：)		
URL			
活動内容	*具体的に記載ください。		
PR メッセージ			
団体への 加入方法	【入会金・会費等】		
鳥取市市民活動の推進に関する条例 第2条第1号のア～テまでの活動で 貴団体の主たる活動を1つお選びく ださい。(裏面参照)		規約、会則等の有無（有・無） *更新の場合：変更があれば資料を添付してください。	

鳥取市ボランティア・市民活動センター記入欄

登録日 年 月 日

(裏面)

鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第1号に定める市民活動

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 観光の振興を図る活動
- ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

*市民活動とは、市民（市内で事業又は活動を行う団体を含む。）が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない上記に掲げる活動で、不特定かつ多数のもの
の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

鳥取市市民活動拠点アクティブとっとり団体登録誓約書

鳥取市ボランティア・市民活動センター所長 様

団体名

代表者名

当団体は、鳥取市市民活動拠点アクティブとっとりの施設等を使用するにあたり、下記に掲げる団体に該当しないことを誓約します。

また、鳥取市市民活動拠点アクティブとっとりの設置及び管理並びに使用に関する要綱を遵守します。

万が一、本誓約内容と相違があった場合は、団体登録が抹消されることについて、異議を申し立てません。

記

1 鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

2 鳥取市市民活動拠点アクティブとっとりの設置及び管理並びに使用に関する要綱第6条各号

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する団体
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- (3) 法令に違反する行為を行い、又はその疑義がある団体及びその関連団体
- (4) 主たる活動場所が鳥取市内にない団体
- (5) 構成員の数が3人未満の団体
- (6) 過去に登録の抹消を受けた団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターが適当でないと判断する団体

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

申請人 団体名
代表者名

鳥取市ボランティア・市民活動センター所長

鳥取市市民活動拠点アクティブとっとり団体登録決定通知書

年 月 日に申請のありました、鳥取市市民活動拠点アクティブとっとり団体登録につきまして、貴団体の登録を決定したので通知します。

鳥取市市民活動拠点アクティブと通りの設置及び管理並びに使用に関する要綱を遵守し、施設等の使用をお願いします。

なお、必要に応じて、当センターから団体運営や活動内容についての報告等の要請を行う場合がありますのでご承知おきください。

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

き損（滅失）届

鳥取市ボランティア・市民活動センター所長 様

届出者
住 所
連絡先
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

下記のとおり、き損（滅失）したので届けます。

なお、この損害については、ご指示の方法により実費相当額を弁償いたします。

記

き損（滅失）したとき	き損（滅失） 箇所（物件）	数量	き損（滅失）の理由及び内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

アクティブとっとり会議室・ボランティア室使用申込書

申込日 _____ 年 月 日
申込者 _____
団体名 _____
連絡先 _____

使用会議室	アクティブとっとり会議室(1階)・ボランティア室(3階) ※どちらかに○をつけてください。
使用年月日	_____年 _____月 _____日 ()
使用時間	午前・午後 _____時 _____分 ~ 午前・午後 _____時 _____分 まで ※午前・午後に○をつけてください。
看板表示時間	午前・午後 _____時 _____分 ~ 午前・午後 _____時 _____分 まで ※午前・午後に○をつけてください。
看板表示	あり なし ※どちらかに○をつけてください。
行事名	
行事内容	
使用人数	
使用責任者 (緊急連絡先)	(_____ - _____)
備品使用	※使用するものに○をつけてください。 ・プロジェクター ・スクリーン ・マイク ・Wi-Fiルーター (※1階のみ使用可能、別途申込書の提出が必要です。)

*使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含めます。

団体専用ロッカー使用申請書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※申請者欄には、ロッカー使用申請の窓口担当となる方の氏名等を記入ください。

申請者	氏名	
	住所	〒
	電話 *1	

*1 電話（携帯など）は、抽選時の連絡などに使用しますので、日中連絡可能な連絡先を記入ください。

団体名			
使用期間	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日		
ロッカー種類 (5種類) *必ず、第1・2希望のロッカー名を記入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・特大ロッカー ・大ロッカー① ・大ロッカー② ・中ロッカー ・小ロッカー 	第1希望	
		第2希望	*第2希望も必ず記入ください
備考			
厳守事項 (本申し込みを行うと同時に右記の事項に承諾した事といたします。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用中は責任を持って管理し、万一破損した場合は実費弁償していただきます。(荷物の入れ過ぎは破損につながります。ご注意ください。) ・ 万一カギを無くした場合も実費弁償していただきます。 ・ 危険物、生もの、貴重品などを入れないようにしてください。 ・ 運営管理のため、ロッカー内を確認する場合があります。使用が確認できない場合は、返却いただくこともあります。 ・ 整理整頓に努め、ロッカー周辺に物を置かないようにしてください。 		

※現在、使用中の団体でロッカーの種類がわからない場合は、センターへお問い合わせください。

電話 (0857) 29-2228

団体専用情報ボックス使用申請書

申請日 _____ 年 月 日

申請者 _____

団 体 名			
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
ボックスナンバー		私書箱機能 の使用	する ・ しない
備 考			
厳 守 事 項 本申し込みを行うと同時に 右記の事項に承諾した事と いたします。	<ul style="list-style-type: none">・ 使用中は責任を持って管理し、万一破損した場合は実費弁償していただきます。・ 危険物、生もの、貴重品などを入れないようにしてください。・ 必ず、1ヶ月に1回以上は、中身の回収を行ってください。・ 私書箱機能を使用する場合は、郵便物等の宛名に、ボックスナンバーを記入するよう周知してください。・ 紛失、盗難等のトラブルについては、当センターでは一切責任を負いません。・ 私書箱機能において書留、小包、着払郵便等受領印、金銭を要するものは受取りができません。		